

(その1)

収支報告書

令和8年分
開催分)

(ふりがな)

ちゅうどうかいかくれんごうさいたまけんだいじゅっくそうしぎ

1 政治団体の名称 中道改革連合埼玉県第10区総支部

2 主たる事務所の所在地 埼玉県東松山市材木町20-9

3 代表者の氏名 (姓) (名)
坂本 祐之輔

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
松本 高史

事務担当者の氏名

(姓) (名)
関根 紀光
(電話) 0493-24-3380
(電話)
(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
☒ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者(姓) (名)
の氏名等 坂本 祐之輔
公職の種類等 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者(姓) (名)
の氏名等(2人目)
公職の種類等
(現職・候補者の別)
公職の候補者(姓) (名)
の氏名等(3人目)
公職の種類等
(現職・候補者の別)



資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,000,413
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	5,000,413
支 出 総 額	5,000,413
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	5,000,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(ロ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ハ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (ロ) + (ハ)	5,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	5,000,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	413	
	合 計	413	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業 (団体にあっては、代 表者の氏名)	備 考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	坂本 祐之輔	5,000,000	R8/2/2	埼玉県東松山市	材木町20-9	会社役員	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
こ の 頁 の 小 計		5,000,000					
そ の 他 の 寄 附		0					
合 計		5,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,519,340	0	
(2) 光 熱 水 費	25,712	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	53,093	0	
(4) 事 務 所 費	561,640	0	
小 計	3,159,785	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	4,600	0	
(2) 選 挙 関 係 費	823,240	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	12,788	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	12,788	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,840,628	0	
合 計	5,000,413		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	光熱水費分担金	25,712	R8/7/31	立憲民主党埼玉県第10区総支部	東松山市材木町20-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	25,712				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	25,712				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	名刺印刷代	13,250	R8/1/26	Ton's Studio代表 田中 透	東松山市松本町1-3-26	
2	ガソリン代	10,910	R8/5/28	(有)滝沢石油	東松山市松葉町4-7-18	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	24,160				
	そ の 他 の 支 出	28,933				
	合 計	53,093				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	賃借料分担金	225,000	R8/7/31	立憲民主党埼玉県第10区総支部	東松山市材木町20-9	
2	通信費分担金	21,377	R8/7/31	立憲民主党埼玉県第10区総支部	東松山市材木町20-9	
3	政治資金監査業務報酬	99,790	R8/6/15	金井公認会計士・税理士事務所	東京都中央区八丁堀三丁目26番9号 VORT八丁堀10階	
4	政治資金監査業務報酬源泉徴収	10,210	R8/6/23	東松山税務署	東松山市箭弓町1-8-14	
5	事務管理費分担金	185,903	R8/7/31	立憲民主党埼玉県第10区総支部	東松山市材木町20-9	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	542,280				
	そ の 他 の 支 出	19,360				
	合 計	561,640				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	4,600				
	合 計	4,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	選挙関係費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	新聞折込料	162,800	R8/2/10	(株) オリコミピーアール	新座市野火止1-13-16-4	
2	ビラ(届出政党分)作成代	341,000	R8/2/13	Ton's Studio代表 田中 透	東松山市松本町1-3-26	
3	A1ポスター(届出政党分)印刷代	319,000	R8/2/13	Ton's Studio代表 田中 透	東松山市松本町1-3-26	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	822,800				
	そ の 他 の 支 出	440				
	合 計	823,240				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	12,788				
	合 計	12,788				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附	1,000,000	R8/7/31	大空会	東松山市材木町20-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,000,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	1,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 8月 20日

政治団体の名称 中道改革連合埼玉県第10区総支部

会計責任者の氏名 松本 高史 

代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）
坂本 祐之輔 

政治資金監査報告書

令和 8 年 8 月 19 日

中道改革連合埼玉県第10区総支部
代表 坂本 祐之輔 殿

登録政治資金監査人

登録番号



金井 義典

第 2 4 5 0

研修了年月日 平成 21 年 5 月 25 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、中道改革連合埼玉県第10区総支部の令和 8 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、解散により、政治資金監査を実施する時点において中道改革連合埼玉県第10区総支部の主たる事務所が存在しなくなったため、料亭坂本屋の個室(埼玉県東松山市材木町6-16)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

中道改革連合埼玉県第10区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上